

平成30年度

第3回

農業委員会総会議事録

平成30年6月25日 開 会

上士幌町農業委員会

平成30年度 第3回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年6月25日(月)午後2時00分～午後3時35分

2. 開催場所 上士幌町議会委員会室

3. 出席委員(9名)

1番	阿部修	8番	早坂均
2番	齋藤哲也	9番	高木裕巳
3番	山本弘一	10番	佐藤清雄
4番	大井隆行	11番	早坂晴雄
7番	関谷光丸		

4. 欠席委員(2名)

5番	大西仁志	6番	菅原研
----	------	----	-----

5. 議事日程

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 開会宣言 |
| 日程第2 | 会長挨拶 |
| 日程第3 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第4 | 報告事項 |
| | 1 農業委員会活動報告 |
| | 2 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| | 3 その他 |
| 日程第5 | 協議事項 |
| | 1 農地のあっせんについて |
| | 2 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について |
| | 3 その他 |
| 日程第6 | 審議事項 |
| | 議案第1号 現況証明願について |
| | 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| | 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第7 | その他 |
| | 1 春季主要作物生育状況調査の結果について |
| | 2 平成30年度農業委員道内視察研修について |
| | 3 今後の日程について |
| | 4 その他 |

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤桂二
事務局主幹	谷尻常盤
事務局専門員	綿貫光義

7. 傍聴人 なし

8. 議事録署名委員

7番	関谷光丸
8番	早坂均

◎日程第1 開会宣言

○11番（佐藤代理）

皆さん、こんにちは。

開会前に本日の出席状況を報告いたします。

本日は、5番大西仁志委員と6番菅原研委員より欠席との連絡を受けておりますが、上士幌町農業委員会会議規則第8条の規定により在任委員の過半数が出席しておりますので、総会が成立していることを宣言いたします。

それでは、只今より平成30年度第3回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長より挨拶をお願いいたします。

◎日程第2 会長挨拶

○議長（早坂会長）

皆さん、ご苦労様です。

昨日のワールドカップの応援で寝不足の方も多いと思いますが、サッカーから気持ちを切り替えて、今日の総会慎重審議よろしくをお願いいたします。

◎日程第3 議事録署名委員の指名

○議長（早坂会長）

それでは、日程第3、議事録署名委員の指名を行います。7番関谷光丸委員、8番早坂均委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

◎日程第4 報告事項1 農業委員会活動報告

○議長（早坂会長）

これより議事に入ります。はじめに、日程第4、報告事項1、農業委員会活動

報告について、事務局より報告願います。

○事務局（佐藤事務局長）

それでは、私の方から5月中の農業委員会の活動状況についてご報告いたします。

【報告事項1について、議案書をもとに朗読・説明】

以上で5月の活動報告とさせていただきます。

○議長（早坂会長）

只今、事務局長より5月中の活動状況について報告がありましたが、何かご質問ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、報告事項1はこれで終わります。

◎日程第4 報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（早坂会長）

次に報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告願います。

○8番（谷尻主幹）

賃貸借等の合意解約をした旨、農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定に基づき通知がありましたので報告いたします。今回は、使用貸借の合意解約が1件となっています。

【報告事項2について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、報告とさせていただきます。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より報告のありました、使用貸借の合意解約についてご質問はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、報告事項2はこれで終わります。

◎日程第4 報告事項3 その他について

○議長（早坂会長）

次に報告事項3、その他についてこちらからはございませんが、皆さんから何かございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、報告事項は、これで終わります。次に移ります。

◎日程第5 協議事項1 農地のあっせんについて

○議長（早坂会長）

日程第5、協議事項1、「農地のあっせんについて」を議題といたします。
事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局（谷尻主幹）

5ページをご覧ください。協議事項1、農地のあっせんについて、2件の申し出がありましたので協議を求めます。

【協議事項1について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご協議をお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より協議事項1についての提案理由の説明がありましたが、ここでご意見を伺います。農地のあっせんについてご意見等ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、協議事項1については「農地委員会」に付託して進めることとして決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、協議事項1については、「農地委員会」に付託して進めるこ

とに決定いたしました。高木農地委員長よろしく申し上げます。

◎日程第5 協議事項2 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について

○議長（早坂会長）

次に日程第5、協議事項2、「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について」を議題といたします。

今回は農用地区域からの用途区分の変更が2件出されております。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○事務局（谷尻主幹）

10ページをご覧ください。協議事項2、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について、上士幌町長より事前協議がありましたので、その内容の可否について協議を求めます。

【協議事項2について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より協議事項2について提案理由の説明がありましたが、最初に番号1 ●●●●●●●●●●についてご意見等ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号1については原案どおり用途区分の変更を認めることとして決定したいと思いますが、これにご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

○議長（早坂会長）

次に番号2 ●●●●●氏についてご意見等ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号2については原案どおり用途区分の変更を認めることとして決定したいと思いますが、これにご異議ございますか。

(「異議なし」の声)

○議長(早坂会長)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

◎日程第6 審議事項 議案第1号 現況証明願について

○議長(早坂会長)

次に日程第6、審議事項、議案第1号「現況証明願について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局(谷尻主幹)

21ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明交付申請がありましたので証明書を交付したく、審議を求めます。今回は、2件の申請がございます。

【議案第1号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長(早坂会長)

只今、事務局より議案第1号についての、提案理由の説明がありましたが、番号1から番号2について、ご意見を伺います。ご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長(早坂会長)

ないようですので、議案第1号については、農業政策委員会に付託して審議していただくこととしますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」の声)

○議長(早坂会長)

異議なしと認め、「農業政策委員会」に付託することとします。
齋藤農業政策委員長よろしくお願いいたします。
ここで暫時休憩いたします。

(午後2時15分)

○議長（早坂会長）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後2時20分）

○議長（早坂会長）

それでは、齋藤農業政策委員長より審議結果の報告をお願いします。

○1番（齋藤委員長）

それでは、議案第1号の現況証明願について、審議の結果を報告をさせていただきます。番号1と番号2ですが、市街地で公簿上は畑となっていますが、利用状況が宅地及び雑種地となっておりますので、現況証明願どおり認めていくこととしました。以上でございます。

○議長（早坂会長）

只今、齋藤農業政策委員長から報告がありましたが、番号1●●●氏についてご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号1については、申請どおり認めていくこととしたいと思いますが、ご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、申請どおり認めることといたします。

○議長（早坂会長）

次に、番号2●●●●●氏について、ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号2については、申請どおり認めていくこととしたいと思いますが、ご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、申請どおり認めることといたします。

◎日程第6 審議事項 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

○議長（早坂会長）

次に、日程第6、審議事項、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局（谷尻主幹）

28ページをご覧ください。議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上士幌町長より決定の求められた、農用地利用集積計画について議決を求めます。今回は、所有権の移転が5件と貸借権1件が提出されております。

【議案第2号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より議案第2号について提案理由の説明がありましたが、ここでご意見を伺います。今回は、所有権の移転5件と貸借権の設定1件が出されております。はじめに番号1についてご意見を伺います。ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号1については、所有権を移転することとして決定いたしたいと思いますが、ご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。
次に番号2についてご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号2について、所有権を移転することとして決定いたしたいと思いますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 (早坂会長)

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。
次に番号3についてご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長 (早坂会長)

ないようですので、番号3について、所有権を移転することとして決定いたしたいと思いますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 (早坂会長)

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。
次に番号4についてご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長 (早坂会長)

ないようですので、番号4について、所有権を移転することとして決定いたしたいと思いますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 (早坂会長)

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。
次に番号5についてご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長 (早坂会長)

ないようですので、番号5について、所有権を移転することとして決定いたしたいと思いますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 (早坂会長)

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。
次に番号6についてご意見ございますか。はい、1番阿部委員

○1番 (阿部委員)

先程の使用貸借の合意解約時の面積でなく、今回貸借の設定面積が60町

となっておりますが、何か特別の事情があるのですか。

○事務局（谷尻主幹）

賃貸借の設定に当たり、土地所有者である●●氏からの申し出があったもので、地籍上の面積ではなく、実際に使用可能な面積として、貸主、借主と合意したものです。

○議長（早坂会長）

その他、番号6についてご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号6について、貸借権を設定することとして決定したいと思いますが、ご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

◎日程第6 審議事項 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（早坂会長）

次に、日程第6、審議事項、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局（谷尻主幹）

32ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、同法施行令第15条第2項の規定により審議を求めます。

【議案第3号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より議案第3号の提案理由の説明がありましたが、ここでご意見を伺います。ご意見等ございますか。

(「なし」の声)

○議長(早坂会長)

ないようですので、議案第3号については「農地委員会」に付託して審議していただくこととしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(早坂会長)

異議なしと認め、「農地委員会」に付託することとします。それでは、高木農地委員長よろしくお願ひします。ここで暫時休憩します。

(午後2時31分)

○議長(早坂会長)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時44分)

○議長(早坂会長)

それでは、高木農地委員長より審議結果の報告をお願いします。

○9番(高木農地委員長)

農地法第5条の許可申請について、番号1及び番号2共に認めていくこととしましたので報告いたします。

○議長(早坂会長)

只今、高木農地委員長から報告がありましたが、番号1についてご意見等ございますか。

(「なし」の声)

○議長(早坂会長)

ないようですので、番号1については申請どおり転用を認めていくこととしますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」の声)

○議長(早坂会長)

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

○議長(早坂会長)

次に、番号2についてご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長(早坂会長)

ないようですので、番号2については申請どおり転用を認めていくこととしますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」の声)

○議長(早坂会長)

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

◎日程第7 その他1 春季主要作物生育状況調査の結果について

○議長(早坂会長)

次に日程第7、その他1 春季主要作物生育状況調査の結果について事務局より説明願います。

○事務局(綿貫専門員)

63ページになります。春季主要作物生育状況調査について、平成30年6月20日に実施し、その結果について、別紙のとおり通知がありましたので、ご説明いたします。

【別紙資料に基づき説明】

○議長(早坂会長)

只今、事務局より春季主要作物生育状況調査の結果について説明がありましたが、何か意見・質問ございますか。

(「なし」の声)

○議長(早坂会長)

ないようですので、その他1はこれで終わります。

◎日程第7 その他2 平成30年度農業委員道内視察研修について

○議長(早坂会長)

次に、日程第7 その他2 平成30年度農業委員道内視察研修について事務局より説明願います。

○事務局（佐藤局長）

私の方より説明いたします。以前より日程等についてお知らせしておりましたが、実施月日は平成30年7月18日から20日までの2泊3日となっています。研修の内容については、別紙資料に記載のとおりとなっています。

【別紙、研修資料に基づき説明】

○議長（早坂会長）

只今、事務局よりその他2について説明がありましたが、何か意見・質問ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、その他2はこれで終わります。

◎日程第7 その他3 今後の日程について

○議長（早坂会長）

次に、日程第7 その他3 今後の日程について事務局より説明願います。

○事務局（綿貫専門員）

その他3ですが、7月の農業委員会の日程と8月の決定している主な日程についてご説明いたします。

【7月の日程について朗読、説明】

○議長（早坂会長）

只今、事務局よりその他3の日程について説明がありましたが、何か意見、質問ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、その他3はこれで終わります。次にその他4として別紙に基づき事務局より説明願います。

○事務局（佐藤局長）

それでは、私の方からご説明いたしますので、ご意見等あれば出していただきたいと思っております。以前から上士幌町の小作料について、反当り10,000円が最高額とし設定してきています。しかし、設定からかなりの年月が経過してきていること、農協の懇談会の中で一部の農業者より見直しの意見があったことを踏ま

え、小作料の管内状況を調査し検討を行うこととしておりましたので、管内市町村の設定状況について私の方で調査いたしましたので、この調査結果をもとに来月に開催される農地流動化対策協議会で小作料の有り方について、協議検討いただければと思います。それでは別紙で配付した資料に基づき管内の小作料の状況を説明いたしますので、現状を把握頂きご意見等をいただきたいと思います。

【別紙資料に基づき管内市町村の小作料について説明】

私の方からは現状の確認と認識をいただければと思います説明を終わります。続いて、農地のアンケート結果ということで、齋藤政策委員長より説明をお願いいたします。

○1 番(齋藤政策委員長)

私の方から農地の賃借料のアンケートの結果について説明いたします。2月に行われた農協の懇談会で農地流動化はどうなっているのかのご意見の中で、借地料が安いから他町村の方に農地が流れてしまっているのではとの意見がありました。今まで調査をしたことが無かったことから、農業委員会を通じて他町村の設定状況を調査していただき進めていくこととしています。

たまたま、農協で進めています高収益作物ということで交換耕作等実施してきました。賃借料についてどう考えるかアンケートを実施しましたのでその結果について説明いたします。

【アンケートの結果について資料に基づき説明】

大半は、現状の賃借料の金額10,000円で良いとしているが、ゴボウや長芋の作付可能な農地であれば15,000円でもという意見や拡大意欲のある方で纏まった農地を貸してくれるのなら倍の20,000円でもとの意見もある状況です。

○事務局 (佐藤局長)

最後、私の方から資料の説明として、平成28年度の農業委員会の事務の実施状況という道の農地調整課が取りまとめた資料です。

【農地調整課取りまとめ資料に基づき説明】

農地法第3条の処理状況の多い市町村は農地価格の変動が大きい要因となっているのではと考察できると思います、資料の説明とするものです。以上で資料の説明を終わります。

○議長 (早坂会長)

いま、事務局より資料の説明がありましたが、皆さんの方から意見、質問等ございましたら出していただきたいと思います。はい、山本委員

○3番 (山本委員)

いま、説明いただいた、農地の小作料のアンケート及び十勝管内の状況資料で

すが、これはただの参考資料なのか何か事務的な意図があるのか。

○事務局（佐藤局長）

以前にもお話をしましたが、上士幌町の北居辺境での農地流動化対策の一つとして農地流動化対策協議会の中で様々な論議をしてきており、実体としどうなっているのか、この結果を農地流動化対策協議会にフィードバックすれば済む話ですが、農業委員会の中で知らない状況では変な話であり、また、農地の現況を農業委員会として管内の状況をどのように把握しているのか、最近は実施していないことから、今回、管内の状況を取りまとめさせていただいたとう状況です。

これを皆様にお示しし、上士幌町が設定している賃借料の金額についての状況を確認いただき、全体で意思統一をし今後の議論の糧にさせていただければと思います。なお、これを基に来月開催する農地流動化対策協議会で論議していきたいと思えます。

○議長（早坂会長）

はい、山本委員

○3番（山本委員）

私も、農地流動化対策協議会の委員ですし会長も入っていますが、他の委員から意見があれば繁栄させていかなければならないと思うが、もともと、北居辺と士幌境の流動化対策として、農地流動化対策協議会を設置し協議してきている。今回、この資料を出してもらったので、農業委員の皆さんの意見を出してもらって協議会に反映していかなければいけないと思う。

○議長（早坂会長）

はい、齋藤委員

○1番（齋藤政策委員長）

私の方からも考え方をお示ししたいのですが、農地の流動化の流れとして考えているのは、対策を中心に考えていますが、実際に農協の懇談会の中で賃借料の格差が流動化の足かせになっているのではとの意見がありました。当然、借りる方は安い方が良いし、貸す方は高い方が良い、そのような中でお互いに話し合いルールに従って行ってきた。今の賃借料が妥当なのか当然ここから論議していかないと、いきなり安いからいくら上げるといような議論は筋違いと考えますので、このような機会をいただきましたので農業委員さんの忌憚のないご意見をいただきたいと考えます。

○議長（早坂会長）

どうですか、我々は流動化対策協議会の役員なので、役員でない方々のご意見も取り入れていきたいと思えますので、忌憚のないご意見を頂きたいと思えます。

はい、阿部委員

○1番 (阿部委員)

計算的に難しいのかもしれませんが、主要作物の所得からコスト計算し、所得の何%を占めるのか、賃借料がコスト的に妥当なのかその辺の計算はどこかの機関で行ったことがあるのか。

○事務局 (佐藤局長)

作物別の生産額は押さえているが、具体的に土地代としていくら占めるのかおそらく算定したものはないと思う。

○1番 (阿部委員)

本来適正価格というのは、所得から賃借料の占める割合を算出し、この位の賃借料が上士幌町として妥当な金額だよとの裏付けを作るべきだと思う。

○事務局 (佐藤局長)

実際に計算したことはおそらくないであろうと思うが、管内価格はきちんとした裏付に基づくものなのかというと、従来の金額を踏襲してきているところが殆どあり、この辺について来月の流動化対策委員会で関係機関と算出することが出来るか、協議していきたい。

○3番 (山本委員)

今、阿部委員から言われたことは、非常に難しいと思うが、過去に農地価格や小作料の設定に当たっては、作物の生産性や役場からの距離等を参考に算出した経過はあるが、その時の金額を修正しながら今日に至っているが、大きくは変わっていない。北居辺周辺は、長芋やゴボウを作付すればメリットがあると思うが、畑作5品目の輪作体系と地力の維持をしながらやってきており、小作料を見直すのではなく、流動化対策委員会の中で作物ごとの振興政策を作成し基本は10,000円としながら、小作料の見直しより他にどのような方法があるか検討した方が良いと思う。

○1番(齊藤政策委員長)

今、山本委員より話があったように、今の価格を変えてほしくないという流れがあり、振興策をやることで議論すると、何故その地域だけなのかとの意見が出て議論が止まってしまうなかなか前に進まない状況となっている。その辺の状況を踏まえてご意見を頂きたい。

○事務局 (佐藤局長)

管内の農業委員会でも特別な事情により賃借料の設定はしていない状況で、土地の問題と政策の問題は分けて考えなければならない。地域的な農地流動化対策ではあるが、将来的には全体的に農地価格等の見直しも必要となってくるのではと思う。

○議長 (早坂会長)

事務局からも意見が出ておりますが、皆さんの方から忌憚のないご意見を伺

いたいと思います。ありませんか。はい山本委員。

○3番（山本委員）

上士幌の農地価格は、南の北居辺から北の萩ヶ岡・清水谷と価格差はあるが、この農地価格と小作料の比率はある程度一定となっていると思う。農地価格を上げたり下げたりした場合、農協の資産価値が変わることとなり、農業者だけでなく農協を含めた中で慎重に進めなければならないと思う。

○議長（早坂会長）

この案件については、慎重に進めなければならないと思います。その他ご意見ありますか。無いようでしたらこれで打ち切りたいと思いますが、この話は今日だけでなく、今後も続けていきますので皆さんから色々な意見を聞きたいと思います。

○事務局（佐藤局長）

今後も色々な意見を頂きながら、時間をかけ慎重に進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（早坂会長）

その他4については、この辺で終わりたいと思います。全体をとおして他にご意見・ご質疑等ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、総会を閉じさせていただきます。

◎ 閉会宣言

○議長（早坂会長）

これをもって、平成30年度第3回農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

（閉会時刻 午後3時35分）